消防育英事業のご案内

財団法人 消防育英会

消防育英事業の特色

1 消防育英会の奨学金は貸与ではなく、給付なので返済は不要です。

2 小学校から中学、高校、大学まで（これらに相当する学校も）が対象です。

3 小・中・高・大学に進学する各節目には入学一時金が給付されます。

4 殉職・重い障害の消防団員と職員のほか、一般協力者の子弟が対象です。

設立のいきさつ

地域の安全のため、郷土愛に燃え、日夜、水火災等各種の災害から住民の生命・身体及び財産を護るため、身を挺して防災活動に励む消防職団員が公務により死亡したり、重度障害を負うケースが毎年発生しているのが実情です。これらの被災者のご遺族等に対する処遇の問題、特にその子弟の教育について、経済的理由などにより就学が困難な場合の対策が重大な課題となっていました。

そこで、これら遺児等のための育英制度を確立することは、消防業務に日夜挺身する消防職団員の士気のために欠かせないとの観点から、各方面の深い理解と関係者の熱意に支えられ、昭和42年9月文部大臣及び自治大臣の認可を受けて財団法人消防育英会を設立し、昭和43年1月から業務を開始したものです。

この育英事業に要する経費は、本会が保有する基金の運用収益と日本自転車振興会からの補助金によって賄われています。

消防育英会の目的

消防育英会は、国民が消防活動に従事し、又は協力したため災害を受けて死亡し、又は障害を負われた、いわゆる一般協力者及び公務上の災害により死亡し、又は障害を負われた消防職団員の子弟が、品行方正、学業優秀、身体健康でありながら、経済的な理由により就学困難なとき、それらの子弟に対して奨学金を給付するなど育英奨学事業を行うことを目的としています。

事　業

1　奨学金の給付

(1) 学資金の給与

大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学する奨学生に対し、所定の学資金を給付するものです。

(2) 学用品の購入費の支給

中学校、小学校等に在学する奨学生に対して所定の金額を支給するものです。

2　入学一時金の給付

小学校、中学校、高等学校、大学及びこれらに相当する学校に進学するそれぞれの段階で、入学一時金を給付します。

3　その他の育英事業

夏休みを利用した「奨学生懇談会」や春休みを利用した「海洋体験クルーズ」への参加を通して社会性を育てます。

4　会報の発行

会報「消防育英」を発行し、奨学生や保護者等への情報提供と相互の交流を図っています。

そ　の　他

●基金は、全国の消防職団員の拠出金のほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び日本船舶振興会からの助成金並びに財界、篤志家からの寄付金など、各方面からのご援助、ご協力によって得られたものです。

●本会への寄付に関しては、文部科学大臣及び総務大臣から特定公益増進法人の証明を受けていますので、税法上の優遇措置があります。

●皆様から寄せられた寄付金は、永く有効に活用させていただくため基金として積み立て、その運用益はこの事業に有効に使われています。

●本会に10万円以上寄付をしていただいた方（個人・法人）には、本会会長から感謝状が贈呈されます。

奨学金の対象者

つぎの要件にあてはまる子弟とその保護者は本会に対して、奨学生になるための申請手続きをすることができますので、市町村役場、消防署（団）の担当者に申し出てください。

(1) 消防活動に協力したため災害を受けて死亡し、又は重い身体障害（非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第2に定める第1級から第7級までの等級に該当する障害）が残っている一般協力者の子弟であること。

(2) 公務上の災害を受けて死亡し、又は重い身体障害（前記(1)の別表第2又は地方公務員災害補償法施行規則別表に定める第1級から第7級までの等級に該当する障害）が残っている消防団員又は消防職員の子弟であること。

(3) 主として災害を受けた者の収入によって、生計を維持していた被災者の子、孫又は弟妹であること。

(4) 小学校、中学校、高等学校、大学（大学院を除く）、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校に在学している子弟であること。

奨学金の額

奨学金は、奨学生として採用された月から、その奨学生が在学する学校の最短修業年限の学期まで、3ヶ月分を取りまとめ7月、9月、12月、3月の4回に分けて指定の銀行口座に振り込む方法により給付します。

(1) 大学（高等専門学校4年から5年の学年及び専修学校専門課程）に在学する者

自宅外通学生など特に困難な者　月額41,000円
その他自宅通学生など　月額29,000円

(2) 高等学校（高等専門学校3年以下中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程・一般課程）に在学する者

自宅外通学生など特に困難な者　月額23,000円
その他自宅通学生など　月額18,000円

(3) 中学校（中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部及び小学部）に在学する者

月額10,000円

(4) 小学校に在学する者

月額9,000円

なお、障害を負われた方の身体障害の程度によって、上記の額から所定の減額をされる場合があります。

入学一時金

学校に進学する大きな節目の段階で、入学一時金が給付されます。

大　学	120,000円
高等学校	50,000円
中 学 校	50,000円
小 学 校	50,000円

奨学生懇談会

小学生と中学生の奨学生を対象に、夏休み期間中に「奨学生懇談会」を開催して、保護者等も参加する形で、相互に励まし合い、明るく健全に成長するよう努めています。

なお、参加に要する費用は、付添者の交通費等も含め、本会で全額負担しますので、参加者の負担は一切ありません。

海洋体験クルーズ

小学校4年生から中学生の奨学生を対象に、春休みを利用して、B&G（ブルーシー・アンド・グリーンランド）財団主催の「体験クルーズ」に参加できます。現在は、東京港の晴海ふ頭から出港し、5泊6日の日程で小笠原諸島（父島）への船旅です。

なお、参加に要する費用は、付添者の交通費等も含め、本会で全額負担しますので、参加者の負担は一切ありません。

会報の発行

会報「消防育英」を年2回（4,800部）発行して関係者に配布し、奨学生や保護者等への情報提供及び相互の交流を図っています。

日本消防会館・ニッショーホール案内図

最寄駅　地下鉄銀座線虎ノ門駅3番出口より徒歩6分

財団法人　消防育英会

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

TEL（03）3591-0543

FAX（03）3503-1480

本会の奨学金は、「基本財産」の運用収益と「財団法人　日本自転車振興会」からの補助金及び篤志家からの寄付金により給付しています。

平成20年4月